

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 NZ-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成22年4月9日） （最終更新日：<u>令和2年5月11日</u>）</p> <p style="text-align: center;">ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 衛生証明書の発行要件 衛生証明書の発行要件は、以下のすべてを満たしていることとする。 ア・イ （略） ウ EU向け取扱要綱の「8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」及び「<u>9. ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等</u>」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続 （1） （略） （2）衛生証明書の発行要件の審査 衛生証明書の発行要件の審査は、申請を受理した都道府県知事等にあつては指名食品衛生監視員に、食料産業局長にあつては食料産業局職員等に行わせるものとする。 （3） （略）</p> <p>6. 地方厚生局への報告等 都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局は、<u>毎年、1月1日から12月31日までの衛生証明書の発行件数等</u>について、当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課（本要綱において「食品衛生課」とい</p>	<p>別紙 NZ-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成22年4月9日） （最終更新日：<u>令和2年4月1日</u>）</p> <p style="text-align: center;">ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要綱</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 衛生証明書の発行要件 衛生証明書の発行要件は、以下のすべてを満たしていることとする。 ア・イ （略） ウ EU向け取扱要綱の「8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」及び「<u>9. ホタテガイ等二枚貝の取扱い</u>」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続 （1） （略） （2）衛生証明書の発行要件の審査 衛生証明書の発行要件の審査は、申請を受理した都道府県知事等にあつては指名食品衛生監視員に、<u>また</u>、食料産業局長にあつては食料産業局職員等に行わせるものとする。 （3） （略）</p> <p>6. 地方厚生局への報告等 都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局の長は、衛生証明書の発行件数等について、<u>4か月に1回（監視結果の報告と併せて報告）</u>当該施設がある地域を所管する地方厚生局健康福祉部食品衛生課長あてに、別紙様式3</p>

<p>う。)あてに、別紙様式3にて翌年の1月末日までに報告すること。また、食品衛生課は、当該報告を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課あてに報告すること。</p> <p>7. (略)</p>	<p>にて報告すること。</p> <p>7. (略)</p>
<p>(別添) 電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 衛生証明書の発行申請前の手続</p> <p>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合 製造者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（本要綱において「衛生証明書発行機関」という。）あてに提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあつて、証明書発行申請書を提出する者が製造者と異なる場合は、初回に製造者が作成した委任状を添付すること。</p> <p>(別紙様式1・別紙様式2) (略)</p> <p>(別紙様式3) ニュージーランド向け輸出二枚員の報告について 年1月1日から年12月31日までの間に発行したニュージーランド向け輸出二枚員の衛生証明書について下記のとおり報告します。</p>	<p>(別添) 電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p>1. 衛生証明書の発行申請前の手続</p> <p>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合 輸出者は、別紙様式4に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主務部局（本要綱において「衛生証明書発行機関」という。）あてに提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 衛生証明書の発行申請手続</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあつて、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。</p> <p>(別紙様式1・別紙様式2) (略)</p> <p>(別紙様式3) ニュージーランド向け輸出二枚員の報告について 年 月 日から 年 月 日までの間に発行したニュージーランド向け輸出二枚員の衛生証明書について下記のとおり報告します。</p>

(別紙様式4)

年 月 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿  
特別区

製造者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

1.・2. (略)

(別紙様式4)

年 月 日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿  
特別区

輸出者

住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

1.・2. (略)